

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月からA病院において看護師として勤務していたところ、同年〇月〇日通勤途上に交通事故により「頸部捻挫、腰臀部打撲、両手打撲、左膝・両下肢打撲、外傷性神経因性膀胱、外傷性腰椎椎間板障害、調節障害」（以下「旧傷病」という。）を受傷し、その後療養して、平成〇年〇月〇日に治ゆした。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）の併合第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日よりB病院において看護師として勤務していたが、平成〇年〇月末頃から腰痛、右膝関節痛、足関節痛、背部痛、下肢のしびれ感等を覚えるようになり、同年〇月〇日、C病院に受診し「外傷性腰椎椎間板障害後腰痛症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は旧傷病の再発とは認められず、また、業務に起因する新たな傷病とも

認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した。

請求人は、その後も、上記請求の後続期間について、数次にわたり監督署長に請求したが、監督署長は、これら全ての請求について不支給処分を行い、請求人は個々の不支給処分について審査請求、再審査請求に及んだが、いずれも棄却されている。

請求人は、今般、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る療養補償給付及び休業補償給付の請求を監督署長にしたところ、監督署長は上記の後続請求として、同一の事由によりこれらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が旧傷病の再発と認められるか否か、又は新たな業務上の事由による傷病と認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

本件の再審査請求に関して、請求人の提出資料及び主張を精査したところ、いずれも従前の数次にわたる本件と同旨の各給付の支給を求める請求に対する裁決において、当審査会が既に棄却の判断を示している範囲内の主張であり、これを

超えるものとは認められず、本件再審査請求について、異なる判断を行う必要はないものと思料する。

したがって、本件再審査請求についても、本件傷病は、旧傷病の再発及び業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。